

返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度)を設けています。詳細は以下のとおりです。

入社後 30 日以内に自己都合で退職した場合	手数料の 5 0 %
入社後 60 日以内に自己都合で退職した場合	手数料の 3 0 %
入社後 90 日以内に自己都合で退職した場合	手数料の 3 0 %

但し、求人者の求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

また、求人者は求職者の退職から 30 日以内に退職した旨を当事業所に伝えるものとし、退職から 30 日を超えた後に連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

許可番号

2 7 - ユー 3 0 3 7 7 7

事業所の名称

東照 株式会社

所在地

大阪府箕面市森町中 1 丁目 5-13 2 階